



SIC FAX NEWS 第623号 H23.9.22

倒産防止共済 が新しくなります

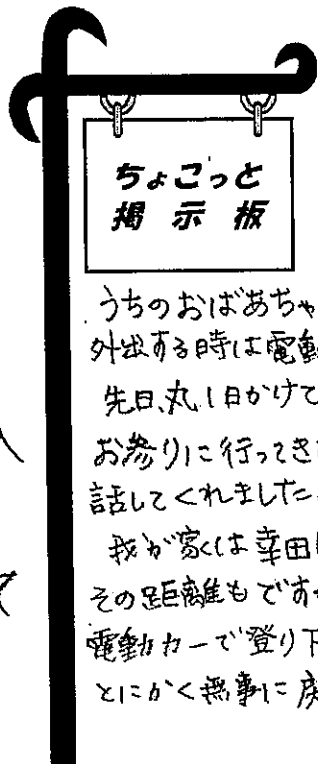
FROM 幸田町大字菱池字昆沙門123-1
税理士法人SIC
税理士 伊藤・西山
(株)SIC 経営サポート
山本社会保険労務士事務所
TEL (0564) 62-6211
<http://www.tkcfn.com/sicgroup/pc>

中小企業倒産防止共済とは「取引先が倒産し売掛金回収が困難になった場合に貸付けが受けられる」共済制度です。この制度が来月より大幅に変わります。主な改正点は下記の通りです。

1. 貸付限度額が 3,200万 ⇒ 8,000万
 2. 掛金積立限度額が 320万 ⇒ 800万
 3. 掛金月額の上限が 8万 ⇒ 20万
 4. 償還期間が貸付額に応じて延長
 5. 早期償還手当金の創設
- 等となっています。

掛金総額が320万の上限に達し、払込みを停止されている契約者様に、おいては掛金の払込みを再開する事ができません。この制度は個人事業主において、掛金は全額必要経費、中小企業者においては全額損金に算入できますので、節税効果が大いに期待できます。まだ加入されていない事業主の皆様、もしもの事態に備えて検討されてはいかがでしょうか。

岡安 弓子



ちょこっと 掲示板

うちのおばあちゃんは足が不自由で、外出する時は電動カーを使っています。先日、丸1日かけて一畑山薬師寺にお参りに行ってきた??と嬉しそうに話してくれました。

我が家は幸田町の北部にあり、その距離もですがあの急な坂道を電動カーで登り下りけ=朝にびくりにとにかく無事に戻ってきて何よりです。

N.Y